

The Japanese Association of CARDIOVASCULAR INTERVENTION and THERAPEUTICS the Committee on Live Demonstrations and Education

一般社団法人 日本心血管インターベンション治療学会 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)に関する施設基準指針

2020年3月19日 制定

2020年4月より変更となる特掲診療料の施設基準

第63 経皮的冠動脈形成術 (特殊カテーテルによるもの)

- 1 経皮的冠動脈形成術 (特殊カテーテルによるもの) に関する施設基準
- (5) 日本心血管インターベンション治療学会の定める指針を遵守していることについて、 日本心血管インターベンション治療学会は以下のように定める。
- 1) J-PCI レジストリーに全例登録していること_{**1}
- 2) 新規施設は、日本心血管インターベンション治療学会とデバイス企業が共同 で行うデバイストレーニングを受けること※
- 3) 合併症が有意に多い施設、症例数が少ない施設に対し学会は再度のデバイストレーニングを受ける勧告を行う。勧告を受けた施設は速やかにデバイストレーニングを受けること※2
- 4) 各施設において PCI 経験 300 例以上を有する医師の指導のもとに安全に施行する。 重篤な合併症が生じたときに CVIT に詳細を報告する。

※1 2020年より実施

※2 2022 年より実施

本指針は、2年おきにCVIT保険診療・医療制度委員会で見直しを行い、変更が必要な場合には保険診療・医療制度委員会の答申に基づき理事長が決定する。